

地域イノベーション戦略支援プログラム事業「和歌山県特産農産物を活用した健康産業イノベーション推進地域」外部評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県における地域イノベーション戦略支援プログラム事業（以下「事業」という。）について、共同研究事業の成果及び事業化、研究交流事業における連携強化等の遂行を検討し、客観的な外部評価（以下「評価」という。）を行うため、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）に地域イノベーション戦略支援プログラム事業「和歌山県特産農産物を活用した健康産業イノベーション推進地域」外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 事業の運営全般（研究活動、研究体制、成果、事業化、研究交流事業、連携、業務、運営等）の評価に関すること
- (2) 前号に定めるもののほか、事業の評価に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって構成する。

- 2 委員は、公正な立場で評価を実施できると認められる外部有識者の中から、地域イノベーション戦略支援プログラム事業戦略会議で選任し、財団理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を選任し、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 委員会に副委員長1人を置き、委員長が委員の中から指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席で成立するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を述べさせることができる。

(書面による会議)

第6条 委員長は、前条の規定にかかわらず委員を招集することなく、議事を記載した書面を委員に送付し、その意見を求めることにより、第2条に規定する事業の評価を行うことができる。

2 前項の書面による会議については、委員の過半数からの書面による評価をもって成立するものとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平かつ厳正に評価を行うとともに、評価対象に係る個人情報、研究情報、企業秘密及び知的財産権の保護のため、委員会で知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

(事務の取扱)

第8条 委員会の事務局は、財団テクノ振興部地域イノベーション推進室に置き、その事務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。